

広島県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関
労働委員会事務局

職員管理審議規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員管理審議規程等の一部を改正する訓令

(職員管理審議規程の一部改正)

第一条 職員管理審議規程(昭和二十九年広島県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総務局総務管理部人事課職員健康室長」を「総務局総務管理部人事課職員健康担当監」に改める。

(不動産評価審議会規程の一部改正)

第二条 不動産評価審議会規程(昭和三十四年広島県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十人」を「九人」に改める。

第四条第一項中「資産活用室長」を削る。

第六条第二項中「財産管理課長及び資産活用室長」を「及び財産管理課長」に改め、「資産活用室長」を削る。

第八条中「十二部」を「九部」に、「十部」を「七部」に改める。

(特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部改正)

第三条 特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令(昭和五十九年広島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「水産技術管理監」を「水産技術担当監」に改める。

第十一条中「附則第四項」を「第三条第二項」に、「林業技術指導室長」を「林業技術担当監」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。